



口

イ

発

六

口

イ

方 募

五

特 国  
別 債  
参 市  
加 場

入 価 入 価 · 別 債 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 · 别 債  
發 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

入 価 法 入  
札 格 決  
發 競 定  
行 争 の

条 特 五 二 付 一 会 四 つ 定 う 額  
第 別 万 千 国 項 計 十 い に ち 面  
一 会 円 六 債 の に 五 て 基 、 金  
項 計 百 に 規 関 億 は づ 財 額  
の に 七 つ 定 す 六 、 き 政 で  
規 関 十 い に る 百 額 發 法 五  
定 す 三 て 基 法 三 面 行 第 千  
に る 億 は づ 律 十 金 し 四 五  
基 法 九 、 き 第 五 額 た 条 百  
づ 律 千 額 發 四 万 で 利 第 十  
き 第 三 面 行 十 円 二 付 一 九  
發 四 百 金 し 六 、 千 国 項 億  
行 十 六 額 た 条 特 八 債 の 円  
し 六 十 で 利 第 別 百 に 規

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご  
み 限 国 て の 申 行 参 よ と  
の 度 債 る か 述 「 加 る に  
応 額 市 。 ら み と 者 發 応  
募 の 場 そ の い ・ 行 募  
額 範 特 の う う 第 へ 限  
を 囲 別 応 ち 。 II 以 度  
割 内 参 募 応 非 下 額  
り に 加 額 募 価 一 を  
当 お 者 を 価 格 国 定  
て い ご 順 格 競 債 め  
る て と 次 の 争 市 る  
。 各 の 割 高 入 場 も  
申 応 り い 札 特 の

九八

ハ

振額最

替	低行争非者特国行争非者特国入価込
額	入価・別債入価・別債札格金
面	札格第参市札格第参市発競金
位	発競II加場発競I加場行争額
金	

額の振  
の記替  
整載法  
数又の  
倍は規  
の記定  
金録に  
額はよ  
に、る  
よ最振  
る低替  
も額口  
の面座  
と金簿

五	三
万	百
円	三
	十
	五
	億
	四
	千
	百
	二
	万
	円

七

ロイ

払

行争非者特国行争非者特国入価込
入価・別債入価・別債札格金
札格第参市札格第参市発競金
発競II加場発競I加場行争額

千はづ円額発四う額  
九、き、面行十ち面  
十額発同金し六、金  
五百面行法額た条特額  
万金し第で利第別で  
円額た四四付一會三  
で利十十国項計百  
二付七八債のに四  
百国条億に規関十  
九債の千つ定す七  
十に規九いにる億  
八つ定百て基法  
億いに五はづ律  
八て基万、き第

ハ

行争非者特国行争非者
入価・別債入価・
札格第参市札格第
発競II加場発競I

でた  
四利  
百付  
七国  
十債  
四に  
億つ  
円い  
て、  
額  
面  
金  
額

十  
三  
二

十  
口  
イ  
一  
發

の經利入価・別債行争非者特国入価發  
払過札格第参市及入価・別債札格行行  
込利發競Ⅱ加場び札格第参市發競価  
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行争格日

(二) 額金にの口るに  
へ額よに座も係發  
たにりつにのる行  
だ百算い記と所時  
し分出て載し得に  
、のしは又て税お  
当二た、は振がい  
該十金前記替源て  
国を額記録口泉、  
債乗か(一)き座徵そ  
をじらのれ簿収の  
發た當算る中さ利  
行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{81}{365}$$

(一) 年  
む十式は二  
も号に、募・  
のによ払入〇  
と規り込決パ  
す定算金定ト  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

六額十額平す  
十面錢面成る  
六金以金二十。  
錢額上額十二。  
百の百そ円十二年十二月十日  
円それにはぞつづれきの九  
に九応十  
十募六  
六価円  
円格四

二十九十八十六十五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

初  
期  
利  
子

平成財務大臣から通知を受けた者  
二十二年十二月十日  
本面成銀行額百二十円  
大行額五百  
支の期月  
支と二月  
利てを毎年  
利子、年  
三月  
月と二月  
三十日  
年う以し  
年う以し  
前、日  
各及  
月支び  
間払九  
月に期月  
に二月  
すお十  
るい日

$$\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時  
す次そ銀額し二除税外しは者に  
る号の行を、十すの国た、又お  
期及翌休支次三る税法金前はい  
日び當業払の年こ率人額記外て  
に第業う算三とをがに(一)國取  
つ十日に式月が乗適当の法得  
い六にたに二でじ用該算人す  
て号支當だよ十きたを非式でる  
同に払たしり日る金受居にあ者  
じおうる、算を。額け住よるが  
いへと支出支。る者り場非  
て以き払し払を所又算合居